

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(1) 土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の見直し等

提言本文掲載ページ

P 1 1

地方による主体的土地利用のための農地転用許可に関する権限移譲及び国との協議廃止

○地域の実情を把握し、実質的に事務を行っている地方が、優良農地の確保や土地利用のあり方を主体的に判断することができるようにするとともに、審査期間を短縮するための権限移譲及び協議の廃止

提言内容	<p>1 <u>4 h a 超の農地転用許可について都道府県に許可権限を移譲</u>すること。</p> <p>2 <u>2 h a 超 4 h a 以下の農地転用に当たっての農林水産大臣への協議を廃止</u>すること。</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 4 h a 超の農地転用許可については農林水産大臣の権限となっているが、申請に当たっては知事の意見書が必要なため、<u>県が事実上の審査を行ったうえで、国においても同様の審査を行っており、許可までに長期間を要する。</u></p> <p>(2) 大臣への協議案件については、知事による農地転用案件に比べ協議時間を要し、<u>許可までに長期間を要する。</u></p> <p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 h a 超 農林水産大臣許可 ・ 4 h a 以下 都道府県知事許可 <p>ただし、2 h a 超 4 h a 以下は農林水産大臣への協議が必要</p>
実現により得られる効果、メリット	<p><u>申請から許可までの期間の短縮</u>によって、農業以外の土地利用との調整や地域の要望に対し、より迅速に対応することが可能となり、<u>地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施</u>することができる。</p>

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(1) 土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の見直し等

提言本文掲載ページ

P 1 1

地域の実情を踏まえた河川の水利使用手続円滑化のための国の同意廃止等の関与の見直し

○地域の実情を把握している地方が水利使用等のあり方を主体的に判断し、審査期間を短縮するため、一の都道府県で完結する河川の水利権の更新（軽微な変更を含む。）における国の同意廃止等の関与の見直しを行う。

提言内容	<p>1 一級河川に係る準特定水利^(注1)及び二級河川に係る特定水利^(注2)の水利権の更新（軽微な変更を含む。）における国の同意を廃止すること。</p> <p>2 都道府県が河川管理者として電気事業法等の他法令所管行政機関と協議を必要とする場合は、協議の趣旨を明確にした上でその範囲を必要最小限のものに限定すること。</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 県内で完結する河川の水利権の単純更新の場合、国の基準を遵守しながら許可を行うことで、適正な対応が可能であるが、現状では、国との事前ヒアリングや書類のやり取り等の手続きが必要であり、許認可に係る処理期間が延びている。</p> <p>(2) 水力発電に係る電気事業法の協議は、実務上、協議を要する範囲があいまいであり、また、河川法と電気事業法という目的の異なる法令間の調整等が必要となることから、時間と手間を要している。</p>
実現により得られる効果、メリット	許認可に係る 期間の縮減及び事務手続きの簡素化

(注1)

【準特定水利】

- ・取水量が1日につき最大1,200・以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにするもの
- ・取水量が1秒につき最大0.3・以上又は灌漑面積が100ha以上の灌漑のためにするもの
- ・取水量が1日につき最大1,200・以上の水利利用であって水道又は灌漑以外のためにするもの

(注2)

【特定水利】

- ・発電のためにするもの
- ・取水量が1日につき最大2,500・以上又は給水人口が10,000人以上の水道のためにするもの
- ・取水量が1日につき最大2,500・以上の鉱工業水道のためにするもの
- ・取水量が1秒につき最大1・以上又は灌漑面積が300ha以上の灌漑のためにするもの

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(1) 土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の見直し等

提言本文掲載ページ

P 1 1

地方が購入した国有財産に対する過度に長期かつ厳密な用途規制の緩和

○地方が地域の実情に応じて主体的に土地利用を行うため、国有財産である土地を地方公共団体が購入した場合の、国による過度に長期かつ厳密な用途規制を緩和する。

<p>提言内容</p>	<p>地方が地域の実情に応じて主体的に土地利用を行うため、国有財産である土地を地方公共団体が購入した場合の、国による過度に長期かつ厳密な用途規制を緩和すること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>農地として干拓した国有地を工場誘致の目的で県が購入したが、国は工業用地として立地業者に売却するまでは売買契約時の指定用途に供したとは認めていない。 このため、購入後数十年経過した現在も、未売却部分について、国有財産売買契約書第15条により5年毎に指定期日の変更承認を受ける必要があり、また、同契約書第10条により当初の計画と異なる土地利用（流通業への土地分譲）を行う場合にはその都度計画変更承認を受ける必要があるとの見解である。さらに、同契約書第19条第2項により指定期間が満了するまで、毎年度末の土地利用状況の報告を義務付けられている。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>流通業者への土地分譲には、土地利用計画変更承認申請が義務付けられており、分譲の機会を逸する恐れが解消される。また、国、県ともに、報告、確認等の事務処理が軽減される。</p>

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(1) 土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の見直し等

提言本文掲載ページ

P 1 1

地域の特性を活かした地域活性化のための工場立地法に基づく緑地等確保に関する規制緩和（再掲）

○県外企業の新規立地や既存企業の設備投資により、地域活性化を図るため、工場立地法による緑地等確保に関する規制について、各自治体の特性に応じた生産施設面積率、緑地率及び環境施設面積率を定めることができることとする。

<p>提言内容</p>	<p>県外企業の新規立地や既存企業の設備投資により、地域活性化を図るため、工場立地法による緑地等確保に関する規制について、各自治体の特性に応じた生産施設面積率、緑地率及び環境施設面積率を定めることができることとすること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>工場立地法では、一定規模以上の工場立地については、生産施設面積の割合が制限されるとともに、緑地及び環境施設の確保が義務付けられている。 このうち緑地及び環境施設面積については、都道府県が地域準則を設けたり、市町村が企業立地促進法に基づく条例を制定することで、ある程度緩和が可能であるが、国の告示で緩和率の下限や緩和対象地域が定められており、山がちで工場適地が少ない本県においては、県外企業の新規立地や、既存企業の設備投資を妨げる大きな要因となっている。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>国内における設備投資が促進され、それに伴う雇用創出等により、地域の活性化が図られる。</p>

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(1) 土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の見直し等

提言本文掲載ページ

P 1 1

大規模災害に備えた対策及び国の応急対策において機動的な対応が可能な体制の構築

○今後、30年の間に60～70%の確率で起こるとされる東南海・南海地震による被害を軽減するため、東海地震対策と同様に、東南海・南海地震対策においても、早急に大規模地震対策特別措置法に位置づけ、特別措置法における計画についても、対策対象施設の拡充、補助率の嵩上げを行うとともに、被災地復興や2次災害対策を含めた制度を拡充する。

提言内容	東海地震対策と同様に、 東南海・南海地震対策においても、早急に大規模地震対策特別措置法に位置づけ、特別措置法における計画についても、対策対象施設の拡充、補助率の嵩上げを行うとともに、被災地復興や2次災害対策を含めた制度を拡充 すること。
具体的な支障事例	今後、 30年の間に60～70%の確率で起こるとされる東南海・南海地震による被害への対策が喫緊の課題 となっている。
実現により得られる効果、メリット	予防策を実施しておくことで、 地震・津波が起きた時の被害を軽減 できる

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(1) 土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の見直し等

提言本文掲載ページ

P 1 1

大規模災害に備えた対策及び国の応急対策において機動的な対応が可能な体制の構築

- 災害発生時に、土地所有者情報や災害箇所の確認を迅速に行うため、早急に地籍調査を完了できるように財源措置を行うとともに、地籍調査完了部分については、国が登記簿情報をデジタルデータベースで提供し、国・都道府県・市町村が統合型GISで利用できるシステムを構築する。
- 大規模災害発生時の応急対策において、国が主体となって機動的な対応が可能な体制を構築する。

提言内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時に、土地所有者情報や災害箇所の確認を迅速に行うため、<u>早急に地籍調査を完了できるように財源措置</u>を行うとともに、地籍調査完了部分については、国が<u>登記簿情報をデジタルデータベースで提供</u>し、国・都道府県・市町村が<u>統合型GISで利用できるシステムを構築</u>すること。 2 <u>大規模災害発生時の応急対策</u>において、<u>国が主体となって機動的な対応が可能な体制を構築</u>すること。
具体的な支障事例	<ol style="list-style-type: none"> (1) 土地情報について、<u>地方公共団体は不動産登記簿のデータベースを利用できないため、一件ごとに紙ベースで不動産登記簿を取得</u>する必要があり非効率である。このため、災害が発生しても<u>発生箇所や土地所有者情報が瞬時に把握できず迅速な対応の支障</u>となっている。 (2) 大規模災害発生時において、特に<u>被災した都道府県等では機動的な対応が困難</u>となる。
実現により得られる効果、メリット	<ol style="list-style-type: none"> ① 土地所有者情報の把握が簡易となることから、<u>津波被害地の土地境界の確認、GPSを使った災害箇所の確認、鳥インフルエンザが発生した場合の移動制限区域や消毒ポイントの絞り込み、外国資本等の土地所有状況の把握等</u>、関係行政機関全体での利用が可能になる。 ② 大規模災害発生時に<u>迅速な対応</u>が可能になる。

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(2) まちづくり・地域づくりの支障となる国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 1 2

地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等

○郊外、小規模敷地や従前住宅とは別の敷地での建替といった地域の実情に応じた柔軟な公営住宅建替事業ができるよう、敷地要件、戸数要件を含めた施行要件を廃止するとともに、用語の定義（現地建替要件）を見直す。

<p>提言内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>公営住宅建替事業の施行要件である敷地要件（市街地 0.1 ha 以上）、戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。</u> 2 <u>公営住宅建替事業の定義により規制されている既存住宅敷地での現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業として定義する。</u>
<p>具体的な支障事例</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、複数団地を集約する際の従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。</u> (2) <u>従前住宅が小規模敷地であること等の理由により別の敷地に建替る場合等は公営住宅建替事業の定義から外れることから、従前住宅（除却予定住宅）の入居者に対する明渡請求権が付与されていないため、移転交渉が難航した。</u>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>地方の実情、個々の団地事業に応じた<u>柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能</u>になる。</p>

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(2) まちづくり・地域づくりの支障となる国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 1 2

社会経済情勢を踏まえた見直しが可能となるよう都市公園法における公園廃止の規制を緩和

○社会経済情勢の変化により、見直しが必要となっている都市公園について、都市公園法の規定により、廃止や見直しが困難となっていることから、利用状況や周辺の環境（緑地が豊富など）を踏まえて、代替公園を設置しなくても公園の廃止（一部廃止）が可能となるよう、法改正等を行う。

<p>提言内容</p>	<p>社会経済情勢の変化により、見直しが必要となっている都市公園について、都市公園法の規定により、廃止や見直しが困難となっていることから、利用状況や周辺の環境（緑地が豊富など）を踏まえて、代替公園を設置しなくても公園の廃止（一部廃止）が可能となるよう、法改正等を行うこと。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>道路拡幅工事に伴い、隣接する都市公園を一部廃止して、これを道路とする場合は代替公園を確保することとしており、道路の完成までに長時間を要することや新たな公園用地の確保に苦慮するなど、都市公園法第16条のみだりに都市公園を廃止してはならない旨の規定が障害となっている。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>将来にわたる行政コストを削減できるとともに、保有資産の有効活用が期待できる。</p>

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(2) まちづくり・地域づくりの支障となる国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 1 2

史跡を活用した都市公園における文化財行政に係る国の関与の縮小

○史跡を活かした都市公園において、所有者又は管理者が行う、史跡の保存に支障のない軽微な景観維持事業（木竹の植栽や土地の形状変更を伴う工作物の設置・改修等）について、国の許可を不要とする。

<p>提言内容</p>	<p>史跡を活かした都市公園において、所有者又は管理者が行う、史跡の保存に支障のない軽微な景観維持事業（木竹の植栽や土地の形状変更を伴う工作物の設置・改修等）について、国の許可を不要とすること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>史跡を活かした都市公園（松山城跡や湯築城跡）において、史跡の保存に支障のない軽微な現状変更等（例えば、木竹の植栽や工作物の設置・改修などの環境整備事業）であっても、単に「土地の形状変更を伴う」との理由から、文化庁長官の許可が必要とされており、その許可手続きを受けるまでに一定期間を費やしている。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>国の許可ではなく、地方自治体による許可、あるいは許可不要となれば、史跡の所有者または管理者による軽微な景観整備事業などがより効率的に行え、ひいては、史跡や公園の利活用を促進することができる。</p>

提案内容個別シート

3 豊かな自然を活かした県土づくりの推進

(3) 過疎地再生を主体的・機動的に進めるための国の関与の見直し

提言本文掲載ページ

P 1 2

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、離島振興法に基づく方針・計画策定に関する国の関与の見直し

○地域の実情に即した主体的かつ機動的な振興対策の実施が可能となるよう、国の関与について次のとおり見直しを行う。

<p>提言内容</p>	<p>1 過疎地域自立促進特別措置法に基づき、県が定めることができる<u>とされている「過疎地域自立促進方針」について、国との協議を廃止し、届出とする。</u>また、同法に基づき、各市町村が定めることができる<u>とされている「過疎計画」に関し、国が事務連絡で示す作成例（技術的助言）にある、施策区分毎の事業名や実施年度を明らかにした事業計画を廃止するとともに、内容についても、極力簡素化を図る。</u></p> <p>2 山村振興法、半島振興法及び離島振興法に基づき、<u>県・市町村が定める方針や計画についても、地方の主体性を尊重する方向で、国の関与を見直し、作成・協議等の手続きを簡素化する。</u></p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>方針や計画策定に関する国との協議は、国が内容に関与する余地は乏しく、<u>形骸化しているにもかかわらず、調整に時間を要している。</u> また、市町村が策定する過疎計画は、国の作成例によって、個別具体の事業を記載したものとなっており、過疎債の起債手続きを行う上で、<u>軽微な変更であっても、その都度計画変更を行う必要がある。</u></p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>各法律ごとに策定している方針や計画について、国の関与をなくすことで<u>地域の自主性が高まるとともに、策定作業が円滑に行われ、事務の効率化につながる。</u> また、市町においても、<u>当初計画にない新たな事業の実施であっても、計画を変更することなく、機動的な事業実施が可能となる。</u></p>

4 分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計

提案内容個別シート

4 分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計

提言本文掲載ページ

P 1 3

地域の特性を踏まえた配分基準設定のための指標の導入

- 急峻な山地や長大な海岸線を有している地域の実情や社会資本整備の状況等を反映するため、H23年度の第二次交付限度額配分に使われた指標について検証するとともに、それに含まれないが、地域の実情を適切に反映する以下のような指標を考慮すべきである。
- 国体等の国家的事業や地理的条件が不利な離島事業の実施状況など着実な事業執行を目的に、別枠的な事業費の確保についても配慮すべきである。

提言内容	<p>1 急峻な山地や長大な海岸線を有している地域の実情や社会資本整備の状況等を反映するため、H23年度の第二次交付限度額配分に使われた指標について検証するとともに、それに含まれない以下のような指標を考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2級河川延長、都道府県道の整備率・改良率、耕作放棄地面積、ほ場整備率 <p>2 国体等の国家的事業や地理的条件が不利な離島事業の実施状況など着実な事業執行を目的に、別枠的な事業費の確保についても配慮すべきである。</p>
------	--

具体的な支障事例	<p>(1) 地域自主戦略交付金第二次交付限度額において、配分基準が示されたところであるが、下記のような指標が反映されていない。</p> <p>(参考)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 2級河川延長</td> <td style="width: 30%;">(全国 9位、3.48%)</td> <td style="width: 40%;">参考：全国平均57.3%</td> </tr> <tr> <td>・ 都道府県道の整備率</td> <td>(全国ワースト5位、42.3%)</td> <td>参考：全国平均67.9%</td> </tr> <tr> <td> 改良率</td> <td>(全国ワースト5位、49.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 耕作放棄地面積</td> <td>(全国ワースト4位、3.40%)</td> <td>※平成21年度</td> </tr> <tr> <td>・ ほ場整備率</td> <td>(全国ワースト8位、24.6%)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 4月1日付けで示された第1次配分額の算定において、離島事業については別枠措置されたものの、事業見込額の7割強しか確保されておらず、地方の実情に応じた交付がなされていない。また、国家的事業については、配分基準に全く配慮されていない。</p>	・ 2級河川延長	(全国 9位、3.48%)	参考：全国平均57.3%	・ 都道府県道の整備率	(全国ワースト5位、42.3%)	参考：全国平均67.9%	改良率	(全国ワースト5位、49.1%)		・ 耕作放棄地面積	(全国ワースト4位、3.40%)	※平成21年度	・ ほ場整備率	(全国ワースト8位、24.6%)	
・ 2級河川延長	(全国 9位、3.48%)	参考：全国平均57.3%														
・ 都道府県道の整備率	(全国ワースト5位、42.3%)	参考：全国平均67.9%														
改良率	(全国ワースト5位、49.1%)															
・ 耕作放棄地面積	(全国ワースト4位、3.40%)	※平成21年度														
・ ほ場整備率	(全国ワースト8位、24.6%)															

実現により得られる効果、メリット	<p>① 地域の実情や社会資本整備の状況に応じた事業が推進できる。</p> <p>② 国体や離島事業等の着実な事業執行が可能となる。</p>
------------------	--

提案内容個別シート

4 分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計

提言本文掲載ページ

P 1 3

地域の実情に応じた事業実施のため各府省庁にまたがる移住・交流施策の一括交付金化

○地方の自由度を高め、地方の実情に応じた事業として推進できるよう、各府省庁にまたがる類似の事業を一括交付金化する。

<p>提言内容</p>	<p>地方の自由度を高め、地方の実情に応じた事業として推進できるよう、各府省庁にまたがる移住・交流施策に係る類似の事業を一括交付金化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力創造アドバイザー事業の一部 ・過疎地域等自立活性化推進交付金の一部 ・地域おこし協力隊 ・集落支援員 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の一部 ・子ども農村漁村交流プロジェクトの一部 ・地域振興アドバイザー派遣制度 ・空き家再生等推進事業の一部
<p>具体的な支障事例</p>	<p>集落機能の維持、農地や山林の保全、食料の安定的供給などの面において、移住・交流の促進は重要な施策であるが、各省庁が個別に関連施策を行っており、地方の実情に応じた総合的な取組を進める上での支障となっている。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>各自治体において、一元的な推進体制が整備され、地方の実情に応じた施策がより積極的に展開されることにより、移住・交流が促進し、地域活性化につながる。</p>

提案内容個別シート

4 分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計

提言本文掲載ページ

P 1 3

地域の実情に応じた事業実施のため次世代育成施策の一括交付金化	
○次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画期間（H17～26）中に、地方が地域の実情に応じて計画的・総合的に事業を実施できるよう、以下のとおりとする。	
提言内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 関連補助金等を統合して、計画期間中の交付金制度を創設し 都道府県に交付すること。 2 都道府県は基金を設置し、対象事業や補助率、基準額等を独自に設定 すること。 3 都道府県は、市町村の実態等に応じ、補完・連絡調整・広域事務を担う こと。
具体的な支障事例	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国の補助制度は、事業メニューの組替えはあるものの、補助対象や基準額等に大きな変更はないため、地方の大胆な施策展開や「選択と集中」を阻害する要因となっている。 (2) 国の補助制度の対象事業等は標準的な地域の事情を前提としているほか、様々な制約が設けられており、多様な地域と事情を抱える地方と支援ニーズがマッチしていない。（安心こども基金、放課後児童クラブの運営、児童厚生施設の修繕等） (3) 補助事業であることにより、国への申請、報告、補助金受入等の事務が発生し、多大な労力が必要となっているほか、国の事務処理の遅さ（予算編成時の翌年度事業通知の遅さ等）とも相俟って、円滑な事務処理に支障をきたしており、結果的に行政コストの増大を招いている。
実現により得られる効果、メリット	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域の実情に合った大胆な施策展開、「選択と集中」を実現 できる。 ② 迅速かつ臨機応変な事業実施や、行政コストを低下 させることができる。 ③ 住民ニーズにきめ細かに対応 することができる。

提案内容個別シート

4 分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計

提言本文掲載ページ

P 1 3

地域の実情に応じた事業支援のためのいわゆる「空飛ぶ補助金」の廃止と一括交付金化（再掲）

○地域の産業振興を目的とした事業は、都道府県を経由することにより、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図り、地方の実情に応じた事業実施が可能となるよう、いわゆる「空飛ぶ補助金」を廃止し、一括交付金化する。

<p>提言内容</p>	<p>地域の産業振興を目的とした事業は、都道府県を経由することにより、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図り、地方の実情に応じた事業実施が可能となるよう、<u>いわゆる「空飛ぶ補助金」を廃止し、一括交付金化</u>すること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>都道府県ではなく、関連団体等を新たに補助執行者と位置付けたことにより、次のようなデメリットが生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ノウハウ不足</u>に起因する事業執行上のトラブル ・ 当該補助事業に前後する支援方策との連続性の断絶
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方の実情に応じた事業実施</u>が可能となる。 ・ <u>県の他の各施策と連携</u>することにより、新分野への進出等、手広い支援が可能となる。 ・ 補助事業後においても <u>地域に密着した継続的な支援</u>が可能となり、県民（県内事業者）にとってメリットが大きい。 ・ 補助事業の申請から決定までの <u>時間が短縮でき、事業者の負担軽減</u>につながる。

提案内容個別シート

4 分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計

掲載ページ

P 1 3

二重申請事務の解消と事務の簡素化等

○地域自主戦略交付金及び社会資本整備総合交付金について、記載内容や提出書類の重複など事務の二重化とならないよう、以下のとおり事務の簡素化を図るとともに、地域自主戦略交付金で取得した財産の処分については、国の承認等を不要とする。

<p>提言内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域自主戦略交付金について、省庁縦割り（内閣府と担当省庁）となっている交付申請の窓口を一本化すること。 2 申請事務における内容や目的が重複している書類を省略すること。 3 弾力的で簡略な繰越手続を採用すること。 4 地域自主戦略交付金で取得した財産の処分について国の承認を不要とする、又は、同交付金の国への返還なしに必要な他の目的に転用することができるようにすること。
<p>具体的な支障事例</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域自主戦略交付金については、実施計画書（内閣府）と交付申請書（担当省庁）の提出先が異なるため、事務が煩雑化している。 (2) 社会資本整備総合交付金においては、従来の「交付申請書」に加え、新たに「実施に関する計画書」（交付申請書と目的、内容が重複）の提出が求められており、また、地域自主戦略交付金においては、実施計画と交付申請（目的、内容が重複）をそれぞれ提出する必要があり、事務量が増えている。 (3) 社会資本整備総合交付金は、事業計画単位で配分があり、計画内であれば地方自治体において自由に箇所間流用ができるが、財務省への繰越手続きにおいては、従来どおり、個別箇所ごとの調書を作成し、個別箇所ごとに申請・承認を受けることになっているため、繰越後においては、当該交付金が自由に箇所間流用できるメリットがなくなってしまうことになる。 (4) 国庫補助金により取得した財産について、補助金の交付目的外の使用等を行う場合には、国の承認を受けなければならない、承認に時間を要するほか、補助金等を国へ返還しなければならない場合がある。
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 省庁間（内閣府と担当省庁）の交付申請手続が統一され、統括する窓口の申請事務の負担軽減と効率化が図れる。 ② 申請事務における効率化と事務作業の軽減が図れる。 ③ 繰越した事業においても、個別箇所に縛られず、柔軟かつ効率的な事業費の変更・精算等が可能となる。 ④ 地域自主戦略交付金で取得した財産を、同交付金の対象事業の範囲内で、柔軟に他の目的に転用することができ、財産の効率的かつ有効な活用が可能となる。

5 その他

提案内容個別シート

5 その他

【適切な財源措置】

提言本文掲載ページ

P 1 4

教職員給与における適切な地方交付税措置

○教職員配置の適正化を図る観点から、法に基づき配置した教職員給与については、適切に財源措置するよう、地方財政計画に積み上げた上で基準財政需要額に反映するとともに、交付税上の給与単価を地方財政計画の単価まで引き上げる。

提言内容

教職員配置の適正化を図る観点から、法に基づき配置した教職員給与については、適切に財源措置するよう、**地方財政計画に積み上げた上で基準財政需要額に反映**するとともに、**交付税上の給与単価を地方財政計画の単価まで引き上げる**こと。

具体的な支障事例

教職員給与における基準財政需要額と決算額を比較した場合、**平成 21 年度では 16.7 億円の算入不足**が生じている。
また、**教職員の交付税参入給与単価と地方財政計画上の給与単価に乖離**が生じている。(交付税単価<地財単価)

実現により得られる効果、メリット

財源不足解消へのプラス要因となる。

提案内容個別シート

5 その他

【適切な財源措置】

提言本文掲載ページ

P 1 4

公営企業に係る公債費負担軽減対策の制度充実

○高金利債の公債費負担を軽減することにより、公営企業の経営健全化が図られるよう、公債費負担軽減対策について対象要件を緩和するとともに、時限措置となっている期間を延長する。

<p>提言内容</p>	<p>高金利債の公債費負担を軽減することにより、公営企業の経営健全化が図られるよう、公債費負担軽減対策について対象要件を緩和するとともに、時限措置となっている期間を延長すること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>対象要件が厳しいことや対象要件が施設ごとでなく会計ごとに判断されるため、特に経営が悪化している個別施設があっても制度を活用できない。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>金利負担の減による公営企業の財政（経営）の健全化を図ることができる。</p>

提案内容個別シート

5 その他

【適切な財源措置】

提言本文掲載ページ

P 1 4

公的個人認証サービス制度及び社会保障・税に関わる番号制度における適切な財源措置

○公的個人認証サービス制度における地方の多額の経費負担を解消するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、地方の意見を踏まえ、地方に新たな費用負担が生じることのないよう措置する。

<p>提言内容</p>	<p><u>公的個人認証サービス制度における地方の多額の経費負担を解消するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、地方の意見を踏まえ、地方に新たな費用負担が生じることのないよう措置</u>すること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p><u>公的個人認証サービス制度においては、当初の国の制度設計では、手数料により経費を賄う見込みであったが、国の利用見込み誤りにより、都道府県が赤字分を負担（約13億円。うち本県負担額約2,600万円）している。</u> また、<u>社会保障・税に関わる番号制度についても、情報システムの構築に多額の費用を要することとなっている。</u></p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p><u>地方財政の健全化につながる。</u></p>

提案内容個別シート

5 その他

【地方を主体とした国との役割分担の見直し】

提言本文掲載ページ

P 1 4

L P ガス法における事務の役割分担の見直し	
○液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとすべき。	
提言内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにすること。 2 液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、事業所の所在する基礎自治体が所管すること。
具体的な支障事例	<ol style="list-style-type: none"> (1) 現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみに事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できず二重行政となっており、地域の実情に合った、効果的、効率的な行政運営の妨げとなっている。 (2) さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県（一部国）が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。
実現により得られる効果、メリット	<ol style="list-style-type: none"> ① 本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。 ② 一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。

提案内容個別シート

5 その他

【地方を主体とした国との役割分担の見直し】

提言本文掲載ページ

P 1 4

電気工事業法における事務の役割分担の見直し

○電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとすべき。

<p>提言内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにすること。 2 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、事業所の所在する基礎自治体が所管すること。
<p>具体的な支障事例</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域内のみに事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は国所管であり都道府県では指導できず二重行政となっており、地域の実情に合った、効果的、効率的な行政運営の妨げとなっている。 (2) さらには、電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県（一部国）が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導等することができる。 ② 一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。

提案内容個別シート

5 その他

【地方を主体とした国との役割分担の見直し】

提言本文掲載ページ

P 1 4

電気用品安全法、LPガス法、ガス事業法における製品の製造・輸入に関する事務の権限移譲

○効率的・効果的な事務が可能となるよう、国が所管する電気用品安全法、LPガス法、ガス事業法における製品の製造・輸入に関する事務を都道府県へ移譲する。

<p>提言内容</p>	<p>効率的・効果的な事務が可能となるよう、国が所管する電気用品安全法、LPガス法、ガス事業法における製品の製造・輸入に関する事務を都道府県へ移譲すること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>県域において製品の製造・輸入を営む事業者への指導等の事務について、違反製品の流通を防ぐためには、製造・輸入元への立入検査等の監督が重要となるが、事業所からも遠く、地域との関係も薄い国の出先機関においては、効率的・効果的に監督できるとは言えない。 特に、違反や事故等があった際の取締りにおいては、警察機関や消防機関との連携が必要となり、国の所管では迅速・機動的な対応が難しい。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>地域事業所に近い都道府県で事務を所管することにより、立入検査等の事務においても、時間的・距離的に効率化が図れ、また、公益通報等による情報も身近な都道府県の方が入り易い。 特に、万一の違反や事故等があった際にも、警察機関や基礎自治体の消防とも連携し易い。</p>

提案内容個別シート

5 その他

【地方を主体とした国との役割分担の見直し】

提言本文掲載ページ

P 1 4

複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可権限の見直し

○効率的・効果的な事務が可能となるよう、各都道府県で実施している産業廃棄物収集運搬業等の許可事務については、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合は、主たる事務所を所管する都道府県が許可する。

提言内容	<p>効率的・効果的な事務が可能となるよう、各都道府県で実施している 産業廃棄物収集運搬業等の許可事務については、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとする。</p> <p>ただし、積替え保管施設を有する場合は、不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県が許可を行うこととする。</p>
具体的な支障事例	<p>事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、事業者は各都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費に係る負担が大きい。</p> <p>(参考)</p> <p>1 許可件数</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件 (うち県外業者で積替保管施設なし 349件)</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件 (うち県外業者で積替保管施設なし 93件)</p> <p>2 事務手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件
実現により得られる効果、メリット	<p>事業者は、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。</p>

提案内容個別シート

5 その他

【行政コストの縮減】

提言本文掲載ページ

P 1 4

個人住民税の現年課税化

○徴税コスト削減と確実な徴税のため、個人住民税について、所得税と同様に現年課税化する。

<p>提言内容</p>	<p>徴税コスト削減と確実な徴税のため、個人住民税について、所得税と同様に現年課税化すること。</p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>個人住民税は、平成19年から実施された所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止等により課税額が大幅に増加し、納税者の負担感が高まったこともあり、徴収率の低下や収入未済額の増加につながっている。前年課税方式である個人住民税は、失業等で収入が無くなったとしても、前年に収入があれば税を納めなければならない、特に収入の無い者にとって、税の負担が大きい。また、滞納整理等、無駄な行政経費を発生させる要因となっている。</p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>都道府県、市町村は移譲された税源の確実な確保につながるとともに、滞納整理等無駄な行政経費を圧縮できる。また、住民にとっては、収入のある時に税金を払うこととなるので、収入が無くなった場合に、税負担を軽減できる。</p>

提案内容個別シート

5 その他

【行政コストの縮減】

提言本文掲載ページ

P 1 4

自動車税の車検時徴収化

○徴税コスト削減と確実な徴税のため、自動車税の徴収において車検時徴収を導入すること。

<p>提言内容</p>	<p>徴税コスト削減と確実な徴税のため、<u>自動車税の徴収において車検時徴収を導入すること。</u></p>
<p>具体的な支障事例</p>	<p>自動車税は、1件あたりの税額は比較的少額であるが課税件数（約47万台）が県税の中で最も多く、また、<u>県税の滞納件数の大部分（約80%）を自動車税が占める状況</u>となっているため、<u>課税事務、滞納整理事務に多くの人員や納税通知書、督促状及び催告書の作成送付等に多くの徴税経費を要している。</u></p>
<p>実現により得られる効果、メリット</p>	<p>車検時徴収とすることで<u>徴税コストの軽減</u>が図られる。また、確実な徴収が可能となり、<u>滞納者への督促等事務が不要</u>となる。</p>